

## 社団法人かながわ住まい・まちづくり協会検査機関業務手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人かながわ住まい・まちづくり協会検査機関業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、社団法人かながわ住まい・まちづくり協会（以下「まち協」という。）が実施する検査機関業務に係る手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(戸建住宅等の手数料)

第2条 次の各号に掲げる対象住宅の手数料は、別表第1の（イ）欄に掲げる床面積の区分に応じ、（ロ）欄に掲げる額とする。ただし、神奈川県内以外の区域内における対象住宅の場合には、別途まち協が定める交通費等を加算するものとする。

- (1) 木造住宅
- (2) 階数が3以下（地階を含む。）であり、かつ床面積の合計が500㎡未満の木造以外の構造の住宅

第3条 削除

(既存住宅売買瑕疵保険の料金)

第4条 依頼者は、前二条に定める手数料の納付とあわせて、まち協が加入する既存住宅売買瑕疵保険に関する当該保険法人が定める額の保険料及び現場検査料を、まち協に支払うものとする。

(手数料の納入時期と納入方法)

第5条 手数料の納入時期は、業務規程第7条第4項に定める引受承諾書の交付までに、次項で定める方法で支払うものとする。

2 手数料は、受付窓口において現金にて支払うものとする。ただし、特段の事由があると認められる場合には、銀行振込にて支払うことができる。この場合には、振込手数料等は依頼者の負担とする。

(再検査の手数料)

第6条 まち協が実施する現況検査の結果又は当該保険法人が実施する現場検査の結果、再検査が必要となった場合の手数料は、別表第2の（イ）欄に掲げる床面積の区分に応じ、（ロ）欄に掲げる額とする。ただし、神奈川県内以外の区域内における対象住宅の場合には、別途まち協が定める交通費等を加算するものとする。

(保証書の再交付手数料)

第7条 依頼者が保証書を紛失した場合の再交付又は相続若しくは合併による買主の名義書き換えに当たっての手数料は、5千円とする。

(事前相談の手数料)

第8条 業務規程第20条に定める事前相談の手数料は、5千円とする。ただし、当該事前相談の結果、まち協に対し、当該事前相談に係る対象住宅について検査機関業務の依頼をした者については、第2条及び第3条に定める手数料の額から5千円を減じた額を手数料とする。

(手数料の割引)

第9条 第2条に定める手数料は、次の各号の一に該当する場合は、別表第3の（イ）欄に掲げる床面積の区分に応じ、（ロ）欄に掲げる額とする。

- (1) 新築時に建設住宅性能評価を受けている住宅
- (2) 既存住宅に係る建設住宅性能評価を受けている住宅
- (3) 新築時に住宅瑕疵担保責任保険又は住宅瑕疵担保責任任意保険に加入し、保険期間中に事故がなかった住宅

第10条 本規程に定めのない案件に関する手数料については、まち協と依頼者が協議して定める。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

別表第1

(イ) 床面積	(ロ) 手数料 (税込み)
125㎡未満	37,800円
125㎡以上150㎡未満	42,000円
150㎡以上200㎡未満	46,200円
200㎡以上500㎡未満	54,600円
500㎡以上	67,200円

別表第2

(イ) 床面積	(ロ) 手数料 (税込み)
125㎡未満	16,800円
125㎡以上150㎡未満	18,900円
150㎡以上200㎡未満	21,000円
200㎡以上500㎡未満	27,300円
500㎡以上1,000㎡未満	33,600円
1,000㎡以上2,000㎡未満	48,300円
2,000㎡以上5,000㎡未満	63,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	100,800円
10,000㎡以上	128,100円

別表第3

(イ) 床面積	(ロ) 手数料 (税込み)
125㎡未満	35,580円
125㎡以上150㎡未満	39,420円
150㎡以上200㎡未満	43,310円
200㎡以上500㎡未満	51,130円
500㎡以上	62,860円